消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

News Release

令和５年１１月２２日

レック株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、レック株式会社（以下「レック」といいます。）に対し、同社が供給する「ノロウィルバルサン」と称する商品に係る表示について、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

１　違反行為者の概要

名　　称　レック株式会社（法人番号 7010001128155）
所 在 地　東京都中央区京橋二丁目１番３号
代 表 者　代表取締役　永守　貴樹
設立年月　昭和５３年８月
資 本 金　５４億９１２９万８６０８円（令和５年１１月現在）

２　課徴金納付命令の概要

⑴　課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「ノロウィルバルサン」と称する商品（以下「本件商品」という。）

⑵　課徴金対象行為

ア　表示媒体

(ｱ)　「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「レック公式通販サイト楽天２号店　レックダイレクト　レックホームストア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(ｲ)　「ＹｏｕＴｕｂｅ」と称する動画共有サービス又は小売業者等の店頭における動画広告（以下「本件動画広告」という。）

イ　課徴金対象行為をした期間

令和元年１１月２８日から令和２年１０月２８日までの間

ウ　表示内容（表示例：別紙）

例えば、令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「クロラス酸で空間除菌　目に見えないウイルス・菌を９９．９％除去」、「空間の気になるウイルスに効く」、「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」、「空間のウイルス除去・除菌」等と表示するなど、本件商品に

ついて、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を９９．９パーセント除去又は除菌する効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ　実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第８条第３項の規定に基づき、レックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ウの表示について、令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません」、「●すべてのウイルス・菌・ニオイを除去できるわけではありません。」及び「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

⑶　課徴金対象期間

令和元年１１月２８日から令和３年３月２日までの間

⑷　景品表示法第８条第１項ただし書に該当しない理由

レックは、本件商品について、前記⑵ウの表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記⑵の課徴金対象行為をしていた。

⑸　命令の概要（課徴金の額）

レックは、令和６年６月２４日までに、６６９万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】
消費者庁表示対策課
電　　話　０３（３５０７）９２３９
ホームページ　https://www.caa.go.jp/

別表

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間	自社ウェブサイト	・「クロラス酸で空間除菌　目に見えないウイルス・菌を９９．９%除去」 ・「コロナウイルス対策に！※１」、「ウイルス　菌」、「９９．９%除去」及び「スプレーするだけ」 ・「空間の気になるウイルスに効く」、「代表的な２タイプのウイルス、どちらにも効果を発揮」、「エンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのエンベロープ及びカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像並びに「ノンエンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像 ・「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」 ・「（※１）新型コロナウイルスに対する検証知見はございませんが、同じ型のウイルスに対し不活化検証結果がある為、有効成分クロラス酸はその作用機序から新型コロナウイルスに対しても効果が期待できると推察されます。」 ・「空間のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に、１ｍ３あたり１～２回を目安に、まんべんなく噴霧してください。レバーを引きながら腕を弧を描くように動かすと広い範囲を噴霧できます。」 ・「用途：以下のような場所にお使いください。」及び「●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間」 （別紙）	本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を９９．９パーセント除去又は除菌する効果

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
令和元年１１月２８日から令和２年１０月２８日までの間	本件動画広告	・本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像 ・「お部屋には目に見えないウイルスや菌などが広がっています」との音声と共に、室内空間に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像、「ノロウィルバルサンなら」との音声と共に、本件商品の映像、室内の映像及び「リビング」との文字の映像と共に、本件商品を空間に噴霧する映像及び「シューッとスプレーするだけ」との音声、室内において本件商品を空間に噴霧する映像及び室内に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像が瞬時に消失する映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を９９．９%除去」との音声並びに「ウイルス・菌　９９．９%除去」との文字の映像 ・「トイレ」との文字の映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像と共に、「トイレ」との音声 ・「家中どこでも！」との文字の映像、本件商品を室内空間に噴霧する映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像 ・本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像	本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を瞬時に９９．９パーセント除去又は除菌する効果

別紙

Rakuten 楽天市場 キーワードから探す 買い物かご お知らせ myクーポン 閲覧履歴 お気に入り 購入履歴 ヘルプ / 不適切な商品を報告 この商品の関連商品
楽天市場でのお買い物がポイントアップ！
エントリー必要 半額 Rakuten スーパーSALE 9/11(金)01:59まで ポイント最大44倍 お得な限定クーポン配布中!
レック公式通販サイト 楽天2号店 レックダイレクト レックホームストア メーカー直営店 安心の国内出荷
2,500円(税込)以上で ★全国送料無料★
#バルサン #おしりふき #ディズニー #激落ちくん #風呂イス #アンパンマン #サンリオ 何をお探しですか？
ホーム 会社概要 お支払・配送料 返品・交換 お問合せ お知らせ
激落ちくん gekiochi-kun / バルサン Valsan / ベビー・キッズ Baby&Kids / キャラクター Character / 清掃用品 Cleaning / ホーム・キッチン Home&Kitchen / バス・トイレ・洗面 Bath Room Goods / 美容・健康 Beauty&Health

商品お届けの遅延について

大量発注を頂いております。出来る限り早くお客様のお手元にお届けできるよう頑張っておりますが、出荷にお時間を頂いております。なお、日時指定を頂いてもお受けできない可能性がございます。
大変申し訳ございませんが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

カテゴリトップ > 清掃用品 > リビング清掃
カテゴリトップ > 価格別 > ~1500円
カテゴリトップ > バルサン > 除菌・消臭
カテゴリトップ > 注目アイテム > 新商品

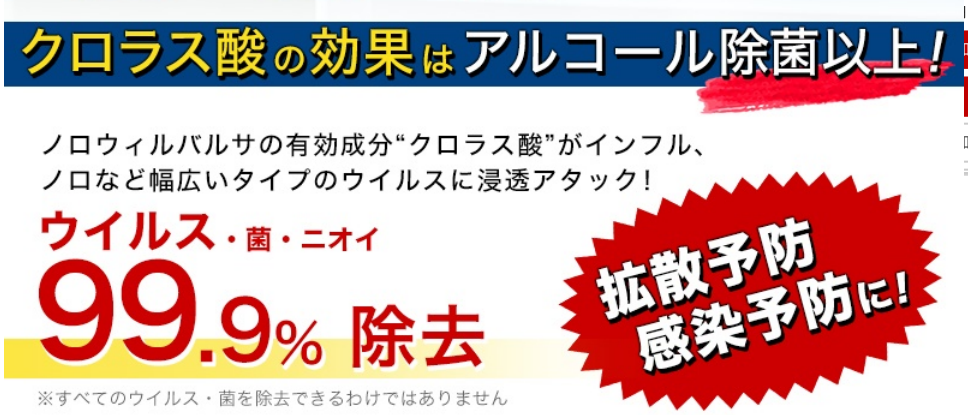

カテゴリーから探す
注目アイテム
ショップへ相談
NEW!
茂木和哉
ドリームコレクション NEW!

Raku

キーワードから

クロラス酸って何???

＼実はすごい除菌成分なんです／

ショップへ相談

他成分の除菌スプレーは汚れている場所では効果が落ちるけど…クロラス酸なら
汚れている場所でも除菌力を維持できる！

安心して毎日使ってほしいから　食塩を原料に作りました
除菌成分は食品添加物だから安心！

消臭効果の持続力があるから　時間が経っても
ニオイ戻りなし！消臭効果が長続き

クロラス酸は細胞の壁を透過し内部から
細胞を破壊することで除菌します

効果はアルコール除菌以上！

クロラス酸と他成分との比較表

物性・性能	クロラス酸	次亜塩素酸ナトリウム	二酸化塩素水	アルコール
ウイルスへの効果	◎	◎	◎	○
消臭効果	◎	○	◎	○
効果の持続力	◎	△	△	△
成分の安定性	◎	△	○	◎
汚れている場所での効果	◎	△	○	○
対象物への悪影響	◎ 影響なし	△ 影響あり	△ 影響あり	◎ 影響なし

使い方は2通り

対象物の表面が全体的に湿る程度
水気が気になる場合は
フキンやキッチンペーパーで拭き取ってください

1㎡（0.5畳）あたり約1～2回
まんべんなくスプレーしてください

ショップへ相談

Raku

キーワードから

清潔を保ちたい
寝室
リビングに

こもりがちな
玄関をリフレッシュ

ショップへ相談

Raku

キーワードから

トイレの菌・ウイルス対策
＋
消臭効果

お風呂場の
カビ予防

物の除菌に
ウイルスや菌が気になる物へにシュッ。
カーテンやドアノブなどへ直接スプレー。

ショップへ相談

空調の
フィルターに

エアコン・空気清浄機・掃除機

食品添加物 除菌成分だから

食卓にも赤ちゃんのバウンサーなど

ベビー用品にも 安心

洗濯物の

生乾き臭

ペット用品の

除菌と消臭に

ノロウィルバルサンなら ＼こんな使い方も／

※革製品、金属部分、精密機器には直接スプレー不可

ノロウィル バルサンの有効成分

クロラス酸とは？

クロラス酸（亜塩素酸水）は、
他の除菌成分の次亜塩素酸ナトリウムでは
壊せない細菌の壁を透過し、
細胞内部から破壊することで除菌します。
またアルコール系除菌が苦手なノンエンベロープウイルス除去にも効果を
発揮。さらに汚れている場所にスプレーしても除菌力を維持できるんです。

クロラス酸は元々、食肉工場や野菜加工場で使われている除菌成分なので
赤ちゃん・小さいお子様・ペットのいるご家庭でも安心して使えます。

ショップへ相談

ウイルス・菌・ニオイ 99.9% 除去のヒミツ

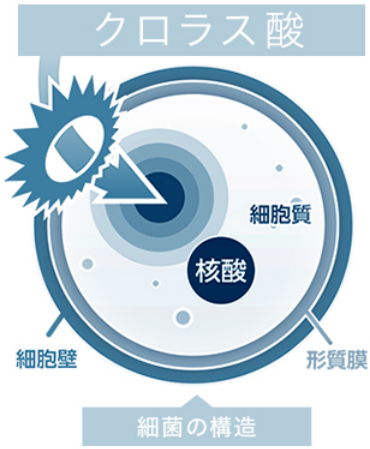

クロラス酸は、
壁・膜を透過し、
細菌の内部から
働きかけます

外側の膜を攻撃する他の
除菌剤とは違い、
内側を直接酸化し
死滅させる仕組みです

※すべてのウイルス・菌を除去できるわけ
ではありません

空間の気になるウイルスに効く

代表的な2タイプのウイルス、どちらにも効果を発揮

エンベロープウイルス

ノンエンベロープウイルス

ショップへ
相談

●スプレーボトルはプラスチック製です。中身は液体で引火性はありません。
●使用状況・保存環境にもよりますが開封後1年以内を目安に使い切ってください。
●すべてのウイルス・菌・ニオイを除去できるわけではありません。
●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。

（※1）新型コロナウイルスに対する検証知見はございませんが、同じ型のウイルスに対し不活化検証結果がある為、有効成分クロラス酸はその作用機序から新型コロナウイルスに対しても効果が期待できると推察されます。

AIR VARSAN 除菌 消臭 スプレー ウイルス 菌 ニオイ 99.9%除去 安心 安全 ノンアルコール

【バルサン】除菌スプレー ノロウィルバルサン コロナウイルス 対策 感染予防 クロラス酸 除菌 消臭 99.9%除去

●新成分。クロラス酸(亜塩素酸水)を使用した、安心・低刺激な除菌・消臭スプレーです。
●気になるウイルス・菌・ニオイをクロラス酸が99.9%除菌。
●アルコールフリー・無香料で刺激も少なく、安心してしっかり除菌できます。
●食品添加物成分のみで構成されているのでキッチンはもちろん、お子さ

ショップへ相談

まやペットのいるお家でも安心してご利用いただけます。

●広範囲に細かく霧状に噴霧できる特殊なスプレーを使用しています。

※※家中の除菌・消臭に。※※
リビングのカーテンやカーペット、玄関のドアノブや靴箱、寝室の布団もOK。キッチンの生ゴミ臭や浴室の気になるニオイ、もちろん、トイレの除菌・消臭にも。
●他にも、コートやマフラーなどの衣類や、エアコンフィルターなど家中の除菌・消臭にに使えます。

※※クロラス酸って何?実はすごい除菌・消臭成分なんです。※※
●すごいポイント1. 汚れている場所でも除菌力を維持できる。実は除菌成分として有名な次亜塩素酸ナトリウムの除菌力は汚れている場所では効果が落ちるのです。
●すごいポイント2. 食塩を原料とした食品添加物の除菌成分なので、安心して色々な場所に毎日使えます。
●すごいポント3. 除菌だけじゃない。消臭効果の持続力があります。時間が経ってもニオイ戻りしません。
※こんなにすごいクロラス酸。ぜひ一度お試しください。

商品番号	C00444
容量	280ml
本体サイズ	25×7.7×5.5cm
生産国	日本
入数	1
成分	クロラス酸(HClo2)、安定化剤

>>>イヤ~な虫用バルサンはコチラ

商品番号 4573177592662

価格 **1,280円** (税込)

Ⓟ **120ポイント**(1倍+9倍UP) 内訳を見る
ポイントアップ期間：2020/09/14(月) 08:59まで

送料700円	**東京都への最安送料** 宅配便(佐川急便) **2,500円以上で送料無料** すべての配送方法と送料を見る

※ログインすると、登録した都道府県の最安送料が表示されます。
※最安送料での配送をご希望の場合、注文確認画面にて配送方法の変更が必要な場合があります。
※離島・一部地域は追加送料がかかる場合があります。

0円で購入可! ※送料別
(楽天カード入会&ポイント利用の場合)

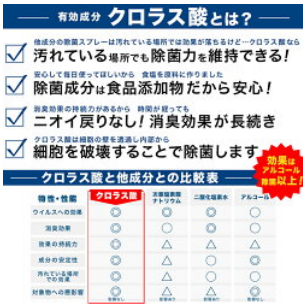

翌日~5営業日以内に発送(土日祝除く)

ショップへ相談

最短出荷ご希望の方は日時指定をせず ご注文下さい。

お届け先のご確認お願いします。

住所間違いが増えております。
日時指定など、必要事項を再度ご確認の上 ご注文お願い致します。

個数 1 ⊕ 商品をかごに追加 ご購入手続きへ

商品レビューを見る（3件）

お気に入り商品に登録 my favorit item
お気に入りショップに登録 my favorit shop
この商品について問い合わせる

皆様のレビューを心よりお待ちしております。

友達にメールですすめる

ROOMに投稿する
シェアする

ショップへ相談

クロラス酸 イメージ
細胞内部を直接酸化し死滅させる
細胞質
核酸
細胞壁
形質膜
細菌の基本構造

クロラス酸 ウイルスへの攻撃イメージ
核酸
エンベロープ(脂質膜)
カプシド(タンパク質膜)
エンベロープウイルスの構造
ノンエンベロープウイルスの構造
代表的なエンベロープウイルス
・インフルエンザウイルス
・ヘルペスウイルスなど
代表的なノンエンベロープウイルス
・ノロウイルス
・ロタウイルスなど

●クロラス酸が対象物の気になるウイルス・菌・ニオイを除去します。
●本品は食品添加物のみで構成されています。
空間のウイルス除去・除菌・消臭
対象物のウイルス除去・除菌
用途：以下のような場所にお使いください。
●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間●排水口、三角コーナー、ディスポーザー、ゴミ箱、ドアノブなどの対象物
品名：除菌剤
成分：クロラス酸(HClO)、安定化剤
内容量：280mL
MADE IN JAPAN
●濃白するおそれがあるので色落ちの可能性のあるものには使用しないでください
●あらかじめ目立たない部分で変色や変質がないかご確認の上ご使用ください

季節商品 おすすめ!
アルコール30%!

新商品 可愛い限定デザイン!
水分たっぷり 厚手シート
60枚×15個
送料無料 1,860円

新商品 お客様の声から誕生!
ザップスティック
20ml×20本
送料無料 1,000円

“くらしをまもる”
バルサン
バルサンがレックブランドになりました!

くん煙剤（第二類医薬品）
くん煙剤（家庭用）
くん煙剤（業務用）
設置型ゴキブリ対策
スプレータイプ
虫よけ
家庭用品
除菌・消臭

ショップへ相談

※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません。

特徴

●クロラス酸が対象物の気になるウイルス・菌・ニオイを除去します。
●本品は食品添加物のみで構成されています。

使用方法

ストッパーを引き抜いてからご使用ください。

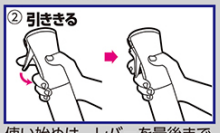

使い始めは、レバーを最後まで数回引ききってください。

空間のウイルス除去・除菌・消臭

気になる空間に、1㎡あたり1～2回を目安に、まんべんなく噴霧してください。レバーを引きながら腕を弧を描くように動かすと広い範囲を噴霧できます。

対象物のウイルス除去・除菌

対象物の表面が全体的に湿る程度、1㎡あたり1～3回を目安に、直接噴霧してください。水気が気になる場合は清潔な布やキッチンペーパーなどで拭き取ってください。

用途：以下のような場所にお使いください。

●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間●排水口、三角コーナー、ディスポーザー、ゴミ箱、ドアノブなどの対象物

使用上の注意：●用途以外に使用しないでください。●開封後は早めにお使いください。●人体及び動植物に使用しなでください。●誤飲に注意してください。●子どもやペットの手の届くところには置かないでください。●精密機器、変色や変質・腐食等のおそれがあるもの（白木、桐、ニス塗装部、皮革類、絹製品、銅、真鍮など）には、直接スプレーしないでください。●漂白するおそれがあるので、色落ちの可能性があるものには使用しないでください。●他製品と混ぜたり、併用しないでください。●一度に大量に使用しないでください。●使用時等に不快に感じた時は換気をしてください。●不快な症状が見られた時はただちに使用を中止してください。●廃棄の際は中身を使い切り、使用後の容器は各自治体の定める方法に従って捨ててください。※商品の外観仕様等は、予告なく変更することがあります。

保管方法：極端な低温、高温多湿、直射日光を避け、冷暗所で保管してください。

応急措置：●万一飲み込んだ場合は、コップ数杯の水を飲ませて希釈し、可能であれば吐き出させてください。無理には吐き出させず、嘔吐や下痢等、症状が激しい場合は直ちに医師の手当を受けてください。●目に入った場合は、大量の水で洗い流してください。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄してください。目の刺激が続く場合は医師の診断・手当を受けてください。

品名：除菌剤
成分：クロラス酸（$HClO_2$）、安定化剤
内容量：280mL　　MADE IN JAPAN

※漂白するおそれがあるので 色落ちの可能性のあるものには使用しないでください
※あらかじめ目立たない部分で変色や変質がないかご確認の上ご使用ください

（参考１）

○　不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条　この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条　事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三　前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条　内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

一　当該違反行為をした事業者

二　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

２　内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条　事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政

令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

２　前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。

３　内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条　前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条　第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

２　実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　実施予定返金措置の内容及び実施期間

二　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三　実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

３　実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に

実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

４　第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

５　内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

一　当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二　当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三　当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

６　第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

７　第五項の規定は、前項の認定について準用する。

８　内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。

９　内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

１０　内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条　認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

２　内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

３　内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条　課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

２　第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

３～６　（省略）

７　課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条　内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２～３　（省略）

（権限の委任等）

第三十三条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

２　消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

３　（省略）

４　公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

５～１１　（省略）

○　不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条　法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条　法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。

ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

（参考２）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法第５条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○　優良誤認表示（第５条第１号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

② 商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競業事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（第７条第２項及び第８条第３項）

消費者庁長官は、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

○　事業者が当該資料を提出しない場合又は提出した資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合

・第７条第２項（措置命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示とみなす。
・第８条第３項（課徴金納付命令関連）に基づく資料提出要求：不当表示と推定する。

○　有利誤認表示（第５条第２号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

① 商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

② 商品・サービスの取引条件について、競業事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○　商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（第５条第３号）

① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
② 商品の原産国に関する不当な表示
③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
④ 不動産のおとり広告に関する表示
⑤ おとり広告に関する表示
⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示
⑦ 一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示

課徴金制度の概要

目的　不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第８条）

・**対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

> 不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。

・**課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に３％を乗じる。

・**対象期間**：３年間を上限とする。

・**主観的要素**：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。

・**規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額（第９条）

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の２分の１を減額する。

除斥期間（第12条第７項）

違反行為をやめた日から５年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置の実施による課徴金額の減額（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝**対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者**からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の**購入額に３％を乗じた額以上の金銭**を交付する措置。

１：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

↓

２：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

↓

３：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合	返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合
課徴金額の減額	**課徴金の納付を命じない**

制度開始日

平成28年４月１日

別添

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第１１５９号
令和５年１１月２２日

レック株式会社
代表取締役　永守　貴樹　殿

消費者庁長官　新井　ゆたか
（公印省略）

不当景品類及び不当表示防止法第８条第１項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「ノロウィルバルサン」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号。以下「景品表示法」という。）第５条の規定により禁止されている同条第１号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第８条第１項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主　　文

レック株式会社（以下「レック」という。）は、課徴金として金６６９万円を令和６年６月２４日までに国庫に納付しなければならない。

理　　由

１　課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、レックが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第８条第３項の規定により、同法第５条第１号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

２　課徴金の計算の基礎

⑴ア　景品表示法第８条第１項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ｱ)　レックが前記１の課徴金対象行為をした期間は、令和元年１１月２８日から令和２年１０月２８日までの間である。

(ｲ)　本件商品について、レックが前記１の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から６月を経過する令和３年４月２８日までの間に最後に取引をした日は、令和

３年３月２日である。

(ｳ) 前記(ｱ)及び(ｲ)によれば、前記１の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和元年１１月２８日から令和３年３月２日までの間である。

ウ　前記イ(ｳ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るレックの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成２１年政令第２１８号）第１条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、２億２３０７万４６４６円である。

エ　レックは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記１の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第８条第１項第１号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

⑵　前記⑴の事実によれば、レックが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第８条第１項の規定により、前記⑴ウの本件商品の売上額に１００分の３を乗じて得た額から、同法第１２条第２項の規定により、１万円未満の端数を切り捨てて算出した６６９万円である。

よって、レックに対し、景品表示法第８条第１項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

１　行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８２条第１項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第２条、第４条及び第１８条第１項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第１８条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

２　行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第４６条第１項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第１１条第１項及び第１４条第１項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注１）行政事件訴訟法第１４条第２項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起

することができなくなる。

（注２）行政事件訴訟法第１４条第３項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別紙

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

１　レック株式会社（以下「レック」という。）は、東京都中央区京橋二丁目１番３号に本店を置き、化粧品、医薬品等の製造、販売等を営む事業者である。

２　レックは、「ノロウィルバルサン」と称する商品（以下「本件商品」という。）を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。

３　レックは、本件商品に係る「楽天市場」と称するウェブサイトに開設した「レック公式通販サイト楽天２号店　レックダイレクト　レックホームストア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）及び「ＹｏｕＴｕｂｅ」と称する動画共有サービス又は小売業者等の店頭における動画広告（以下「本件動画広告」という。）の表示内容を自ら決定している。

４⑴　レックは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「クロラス酸で空間除菌　目に見えないウイルス・菌を９９．９％除去」、「空間の気になるウイルスに効く」、「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」、「空間のウイルス除去・除菌」等と表示するなど、本件商品について、別表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体」欄記載の表示媒体において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を９９．９パーセント除去又は除菌する効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。

⑵　消費者庁長官は、前記⑴の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）第５条第１号に該当する表示か否かを判断するため、同法第８条第３項の規定に基づき、レックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、レックは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

⑶　レックは、前記⑴の表示について、令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません」、「●すべてのウイルス・菌・ニオイを除去できるわけではありません。」及び「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記⑴の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
令和２年９月８日から同年１０月１９日までの間	自社ウェブサイト	・「クロラス酸で空間除菌　目に見えないウイルス・菌を９９．９％除去」 ・「コロナウイルス対策に！※１」、「ウイルス　菌」、「９９．９％除去」及び「スプレーするだけ」 ・「空間の気になるウイルスに効く」、「代表的な２タイプのウイルス、どちらにも効果を発揮」、「エンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのエンベロープ及びカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像並びに「ノンエンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像 ・「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」 ・「（※１）新型コロナウイルスに対する検証知見はございませんが、同じ型のウイルスに対し不活化検証結果がある為、有効成分クロラス酸はその作用機序から新型コロナウイルスに対しても効果が期待できると推察されます。」 ・「空間のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に、１ｍ３あたり１～２回を目安に、まんべんなく噴霧してください。レバーを引きながら腕を弧を描くように動かすと広い範囲を噴霧できます。」 ・「用途：以下のような場所にお使いください。」及び「●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間」 （別添写し１）	本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を９９．９パーセント除去又は除菌する効果

表示期間	表示媒体	表示内容	効果
令和元年１１月２８日から令和２年１０月２８日までの間	本件動画広告	・本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像 ・「お部屋には目に見えないウイルスや菌などが広がっています」との音声と共に、室内空間に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像、「ノロウィルバルサンなら」との音声と共に、本件商品の映像、室内の映像及び「リビング」との文字の映像と共に、本件商品を空間に噴霧する映像及び「シューッとスプレーするだけ」との音声、室内において本件商品を空間に噴霧する映像及び室内に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像が瞬時に消失する映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を９９．９％除去」との音声並びに「ウイルス・菌　９９．９％除去」との文字の映像 ・「トイレ」との文字の映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像と共に、「トイレ」との音声 ・「家中どこでも！」との文字の映像、本件商品を室内空間に噴霧する映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像 ・本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像 （別添写し２）	本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を瞬時に９９．９パーセント除去又は除菌する効果